文書等（第八条第一項に規定する名簿のうち第十四条第一項の規定により有効期間が五年とされているものに限る。）			
第六条第三項又は第二十九条第二項の同意の文書等	取得の日	三年	
第十八条第一項第六号又は第十号の承認に関する文書等			
第十八条第三項又は第三十一条の協議に関する文書等			
第二十四条、第三十条第二項、第三十九条第四項又は第四十五条の報告の文書等			
第十二条第二項又は第十四条第三項の通知の文書等（第八条第一項に規定する名簿のうち第十四条第一項の規定により有効期間が一年又は一年二月とされているものに係るものに限る。）	取得の日	一年	
第十七条第一項又は第五十七条の通知の文書等			
（略）	（略）	（略）	（略）

二～二十　（略）

備考

一～三　（略）

第十八条第三項又は第三十一条の協議に関する文書等			
第二十四条、第三十条第二項、第三十九条第四項又は第四十五条の報告の文書等			
第十七条第一項又は第五十七条の通知の文書等	取得の日	一年	
（略）	（略）	（略）	（略）

二～二十　（略）

備考

一～三　（略）